

(案)

西大和団地団地再生事業に関するまちづくり基本協定書

和光市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、和光市西大和団地に所在する乙の西大和団地（以下「団地」という。）の団地再生を契機とした良好な市街地整備を計画的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、平成26年2月14日付け「西大和団地におけるまちづくり理念に関する協定書」及び甲からの平成26年3月20日付け和政第127号「広沢国有地の取得による保育園整備等事業の推進について（依頼）」（以下「事業要請」という。）に基づき、乙が実施する団地再生事業（以下「団地再生事業」という。）を推進するため、甲及び乙が適切な役割分担のもとに相互に協力し、それぞれが施行する事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(団地再生事業の推進)

- 第2条 甲及び乙は、「少子・超高齢化社会に対応した生活空間の形成」、「多様性に富んだ地域社会を形成する居住空間の提供」及び「新たな生活価値をもたらす生活支援機能の再編・拡充」をまちづくりのテーマとして、団地再生事業を推進する。
- 2 乙は、事業要請に基づき、団地に隣接する国有地（別紙、位置図参照）（以下「国有地」という。）及び国有地に隣接する甲所有の旧消防庁舎用地及びひろさわ保育園用地（以下「市有地」という。）（以下、国有地及び市有地を併せて「隣接地」という。）を取得する。

(保育園の整備)

- 第3条 甲及び乙は、隣接地に、乙が保育園を併設した新たな賃貸住宅（以下「保育園併設賃貸住宅」という。）を平成29年3月までに整備することを目標とし、相互に協力することとする。
- 2 甲は、保育園の運営者（以下「運営者」という。）を平成27年7月までに決定し、乙に書面で通知するものとする。
- 3 乙は、保育園併設賃貸住宅の1階部分に園舎部分（躯体までとする）、屋外部に園庭、駐車場及び通路（以下、園舎部分、園庭、駐車場及び通路を合わせて「保育園施設」という。）を確保するものとする。
- 4 乙は、甲に保育園施設を50年間、乙の定める基準価格を基に甲乙協議の上賃貸するものとする。

(介護・高齢者施策の協力)

- 第4条 乙は、甲が団地内において進めている介護・高齢者施策について、団地再生事業の進捗にあわせて引き続き協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、高齢者の安定した居住に向けた施策の導入について相互に協力するものとする。

(生涯安心して住み続けられる環境づくり)

第5条 甲及び乙は、団地居住者が安心して住み続けられるよう相互に協力するものとする。

2 乙は、甲の求めに応じ、地域課題を解決するための福祉、環境及び防災をはじめとする甲の施策の推進について、積極的に協力するものとする。

(用途地域等の変更)

第6条 甲は、団地再生事業の推進を図るため、必要な用途地域及び高度地区の変更を行うものとする。

(団地居住者等との意見交換)

第7条 甲及び乙は、団地再生事業の推進に向けて、団地居住者等との意見交換の場を設けることとする。

(隣接地の整備に関する覚書の締結)

第8条 甲及び乙は、この協定とは別に、隣接地における団地再生事業について覚書を締結する。

(その他)

第9条 団地再生事業計画に支障をきたし、乙が国有地及び市有地の取得を断念した場合は、相互に協力し、財務省と協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月 日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社

地域支社長 小林 昭次

位置図

